

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年8月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ隈之城店
薩摩川内市隈之城町287番1 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成31年3月8日
- 3 意見の概要
 - (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業実施届出を、作業開始7日前までに市環境課へ届け出ること。
 - (2) 騒音規制法若しくは振動規制法又は薩摩川内市環境保全条例に基づく特定施設設置届出を、設置工事開始30日前までに市環境課へ届け出ること。
 - (3) 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する場合は、水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出を、設置工事開始60日前までに川薩保健所へ届け出ること。
 - (4) 事業の汚水の処理にあっては、事業の形態や規模から適正な能力を有する有効な処理方法を選定し、環境への負荷を可能な限り低減するよう努めること。
 - (5) 騒音に係る規制基準の超過に対する対策として実施する自動車走行音の影響の抑制については、確実に実行されるよう啓発を徹底すること。
 - (6) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。
 - (7) 工事の段階から開店後において騒音、粉じん等に係る苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。